

# 小美玉市分別収集計画（第11期）

令和8年度～令和12年度

令和7年6月策定

小美玉市

## 目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

# 小美玉市分別収集計画

令和 7年 6月 30日

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

令和3年度から、石岡市・かすみがうら市・小美玉市・茨城町（以下4市町）から構成される霞台厚生施設組合「霞台クリーンセンターみらい」が供用開始し、広域的なごみ処理が行われている。これに合わせて、一般廃棄物処理基本計画を改訂し、ごみの分別区分・排出方法を4市町及び霞台厚生施設組合と調整することで、広域処理体制において、更なる3R推進を目指している。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボール、飲料用紙パックを対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	3,867t	3,831t	3,796t	3,760t	3,724t

#### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互の協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたり、市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。また、市においても、集団回収量の把握や普及啓発活動を促進するとともに、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

##### (1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大やごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供することで、リサイクル率向上に努める意義を理解し、行動してもらう。

##### (2) 過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定など、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

##### (3) 買い物袋の持参の徹底によるプラスチックごみの排出抑制

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の徹底等の普及啓発、指導、エコショップ制度を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行うことで、プラスチックごみの排出抑制を目指す。

##### (4) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、小美玉市内の収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン・金属類
主としてガラス製容器	無色ガラス製容器	無色のビン
	茶色ガラス製容器	茶色のビン
	その他のガラス製容器	その他のビン
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの		ペットボトル
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	201t		199t		197t		195t		193t	
主としてアルミ製の容器	69t		68t		67t		66t		65t	
無色のガラス製容器	(合計) 110t		(合計) 109t		(合計) 108t		(合計) 107t		(合計) 106t	
	(引渡) t	(独自処理) 110t	(引渡) t	(独自処理) 109t	(引渡) t	(独自処理) 108t	(引渡) t	(独自処理) 107t	(引渡) t	(独自処理) 106t
茶色のガラス製容器	(合計) 108t		(合計) 107t		(合計) 106t		(合計) 105t		(合計) 104t	
	(引渡) t	(独自処理) 108t	(引渡) t	(独自処理) 107t	(引渡) t	(独自処理) 106t	(引渡) t	(独自処理) 105t	(引渡) t	(独自処理) 104t
その他のガラス製容器	(合計) 41t									
	(引渡) 41t	(独自処理) t								
主として段ボール製の容器	195t		193t		191t		189t		187t	
主として紙製の包装容器であって上記以外のもの	(合計) 1t									
	(引渡) t	(独自処理) 1t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 69t		(合計) 68t		(合計) 67t		(合計) 66t		(合計) 65t	
	(引渡) 69t	(独自処理) t	(引渡) 68t	(独自処理) t	(引渡) 67t	(独自処理) t	(引渡) 66t	(独自処理) t	(引渡) 65t	(独自処理) t

回収量について

スチール缶、アルミ缶、ガラスびん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボール、飲料用紙パックについては、それぞれの数値が今後の排出量に近くなるように過去の実績を参考に算出した。

また、人口割などを考慮し、適宜利用した。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、過去4年間における約1,760人の人口減を勘案し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
47,750人 (対前年度比) 99.09%	47,310人 (対前年度比) 99.08%	46,870人 (対前年度比) 99.07%	46,430人 (対前年度比) 99.06%	45,990人 (対前年度比) 99.05%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別は現行の収集体制を活用して行う。

なお、小美玉市の集団回収団体で実施している、アルミ缶、生瓶、古紙類については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器 アルミ製容器	カン・金属類	委託業者による 指定日回収	一部事務組合
無色ガラス製容器	無色のビン		
茶色ガラス製容器	茶色のビン		
その他ガラス製容器	その他のビン		
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 指定日回収	一部事務組合
段ボール	段ボール	委託業者による 指定日回収	一部事務組合 民間業者
その他の紙製容器包装	飲料用紙パック	委託業者による 指定日回収	一部事務組合 民間業者

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール、アルミ）、ビン、ペットボトルについては、クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設等及びストックヤードで選別、圧縮、保管する。

段ボール、飲料用紙パックについては、集積所から直接業者に搬入する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	カン・金属類	プラスチック コンテナ	4 t パッカー車	マテリアルリサイ クル推進施設 (選別・圧縮) ストックヤード (保管)
無色ガラス製容器	無色のビン			
茶色ガラス製容器	茶色のビン			
その他ガラス製容器	その他のビン			
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ	4 t パッカー車	ペットボトル 減容機 (選別・圧縮) ストックヤード (保管)
段ボール	段ボール	紐かけ	2 t 平ボディ	民間業者
その他の紙製容器包装	飲料用紙パック	紐かけ	2 t 平ボディ	民間業者

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・地域住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政が協力して、分別収集推進体制を整備する。

- ・行政区、子供会等による集団回収を促進するため、資源ごみ回収補助金制度を実施し支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。